

# 意見書

## 三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経過

平成18年8月30日に開催した平成18年度第2回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より河川事業4箇所の審査依頼を受けた。

河川事業に関して、同年10月23日に開催した第4回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 河川事業 [ 県事業 ]

14番 にきゅうかせん 二級河川 ささぶえがわ 笹笛川 そうごうりゅういきぼうさいじぎょう 総合流域防災事業

15番 にきゅうかせん 二級河川 あかばがわ 赤羽川 そうごうりゅういきぼうさいじぎょう 総合流域防災事業

14番については、平成4年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

15番については、昭和55年度に事業着手し平成10年度に再評価を行いその後おおむね8年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、14番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

15番については、想定氾濫区域など便益の算出根拠について、妥当と判断できる説明が不足していた。従って、これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

#### (2) 河川事業 [ 市町等事業 ]

106番 じゅんようかせん 準用河川 きたなごがわ 北長太川 そうごうりゅういきぼうさいじぎょう 総合流域防災事業

107番 じゅんようかせん 準用河川 いのうしんかわ 稲生新川 そうごうりゅういきぼうさいじぎょう 総合流域防災事業

106番については、平成4年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

107番については、平成元年度に事業着手し平成10年度に再評価を行いその後おおむね8年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、106番については、排水機能の妥当性を判断するため、以下の点について説明が不足していた。これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

- 一、低平地における周辺を含めた流域界
- 一、豪雨時の防潮樋門の運用

107番については、以下の点について説明が不足していた。これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

- 一、堀切川と稲生新川の治水計画の整合性
- 一、暫定断面における費用対効果
- 一、事業費の増額要因